

議案第38号

本市と大和郡山市において重複認定された市道路線の管理について

本市と大和郡山市において重複認定された市道路線について、下記のとおり大和郡山市と協議の上、管理を行うことについて、道路法（昭和27年法律第180号）第16条第2項ただし書の規定により、議会の議決を求める。

平成22年3月8日提出

天理市長 南 佳 策

記

- 1 協議路線 市道621号 南六条藤川西線
- 2 区 間 南六条町125番地1先（県道筒井二階堂線分岐）から
中町253番地1先（県道筒井二階堂線合接）まで
幅員 3.85m～7.77m
延長 489.42m
- 3 位置図 別紙のとおり
- 4 管理の方法 管理の方法については、その都度協議する。
- 5 経費の負担 管理に要する経費の負担については、本市と大和郡山市が均等に負担する。

